

大分県報

令和三年
号外（一九）
三月三十一日

（水曜日）

目次

規則

大分県食品衛生条例施行規則の廃止……………	一
大分県食品行商取締条例施行規則の廃止……………	一
食品衛生法施行細則の全部改正……………	一
大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部改正……………	九

規則

大分県食品衛生条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七号

大分県食品衛生条例施行規則を廃止する規則

大分県食品衛生条例施行規則（昭和二十九年大分県規則第八十九号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

大分県食品行商取締条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八号

大分県食品行商取締条例施行規則を廃止する規則

大分県食品行商取締条例施行規則（昭和四十八年大分県規則第四十九号）は、廃止する。

附則

令和三年三月三十一日

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

食品衛生法施行細則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九号

食品衛生法施行細則

食品衛生法施行細則（平成十二年大分県規則第三十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。）及び食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定成分等含有食品による健康被害情報の届出）

第二条 法第八条第一項の規定による届出は、指定成分等含有食品による健康被害情報の届出書（第一号様式）により行わなければならない。

（検査申請書）

第三条 政令第五条第二項の申請書は、検査申請書（第二号様式）とする。

（食品衛生管理者選任届等）

第四条 省令第四十九条第一項の届書は、食品衛生管理者選任（変更）届（第三号様式）とする。

（営業の許可申請及び営業の届出）

第五条 省令第六十七条の申請書及び省令第七十条の二の届出書は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（第四号様式）とする。

2 法第五十五条第一項の規定による許可を受けようとする者は、前項の申請書にその事項を明らかにする関係書類を添付しなければならない。

（地位の承継の届出）

第六条 省令第六十八条第一項、第六十九条第一項及び第七十条第一項の届出書は、地位承継届（第五号様式）とする。

（変更の届出）

第七条 省令第七十一条の規定による届出は、営業許可申請書・営業届（変更）（第六号様式）により行わなければならない。

大分県報号外（規則）

2 前項の場合において、省令第六十七条第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項に係る変更の届出にあつては、変更事項を明らかにする関係書類を添付しなければならない。

（廃業の届出）

第八条 省令第七十一条の二の届出書は、営業許可申請書・営業届（第七号様式）とする。

（自主回収の届出）

第九条 法第五十八条第一項の規定による届出は、自主回収届（着手・変更・終了）（第八号様式）により行わなければならない。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第九条の届出をする場合は、この規則による改正後の食品衛生法施行細則第三号様式を、この規則の施行の日前においても、使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

指定成分等含有食品による健康被害情報の届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
並びに名称及び代表者の氏名

次の指定成分等含有食品について健康被害情報を得たので、食品衛生法第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た日

2 指定成分等含有食品の製品名

3 指定成分等の含有量

4 食品衛生法施行規則第2条の2第1項第4号から第8号までに掲げる事項別添のとおり

備考 4の事項については、令和2年4月17日付け薬生食基発 0417 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長通知の別紙様式「健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票」に必要事項を記載の上、添付すること。なお、情報提供票と同等又は同等以上の内容を網羅している資料があればこれに代えることができるほか、情報提供票を用いる場合においても、必要と考えられる参考資料や追加情報を適宜添付して届け出て差し支えない。

第4号様式（第5条関係）

（表：許可・届出共通）

大分県知事 殿

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

郵便番号： 電子メールアドレス： 申請者・届出者住所 （※法人にあっては、所在地）	〒 FAX番号： 法人番号※
（フリガナ） 申請者・届出者氏名 （※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	（生年月日） 年 月 日生
郵便番号： 電子メールアドレス： 施設所在地	FAX番号： FAX番号：
（フリガナ） 施設名称、屋号又は商号	
（フリガナ） 食品衛生責任者の氏名 （※各営業種別等において器具又は容器包装を製造する営業者を除く、）	資格の種類 受検した講習会 FAX番号： FAX番号： FAX番号： FAX番号：
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 自動販売機の型番	自販機 架設
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限り、 ただし、複合施設をうさぎ製造業、複合型食品製造業の場合は新制度の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
業種 指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>
営業形態 1 2 3 （フリガナ） 担当者氏名	営業の形態 備考 電話番号

（裏：許可のみ）

法第55条第2項関係 食品衛生法又は同法に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと 食品衛生法第55条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと 法人にあって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	該当には <input checked="" type="checkbox"/>
令類13条に規定する食品又は添加物 ①全乳乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ②加糖粉乳 ③魚肉ハム ④食用油脂（脱臭又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ⑤調味粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑦ソーダリン ⑧添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたもの） ⑨食肉製品 ⑩飲料類 ⑪冷凍食品 ⑫冷凍食品	資格の種類 受検した講習会 講習会名称 年 月 日 自動販売機番号 ※前面において取組をなす営業の場合
（フリガナ） 食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要。 ①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	生食用肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>
（フリガナ） 飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>
（フリガナ） 全ての処理を行う施設	<input type="checkbox"/>
（フリガナ） かぐ処理者氏名 ※かぐ処理する営業の場合	認定番号等
添付書類 <input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可） <input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 <input type="checkbox"/>	
営業を譲り受けたことを証する旨 営業譲渡 許可番号及び許可年月日	営業の種類 備考
1 2 3 4 年 月 日	備考

第6号様式(第7条関係)

(表：許可・届出共通)

整理番号： 年 月 日

※申請者、届出者による記載は不要です。

※本件内については変更がある項目のみ記載してください。

大分県知事 殿

営業許可申請書・営業届(変更)

食品衛生法施行規則(第71条)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の書類は「官民共同活用推進基本法」の目的に沿って、原則オンラインで公開します。(チェック欄) (申請者又は届出者の氏名等のオンライン上に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。)

郵便番号： 電子メールアドレス： 申請者・届出者住所 (フリガナ)	電話番号： FAX番号： 法人番号：
申請者・届出者住所 (フリガナ)	住所 (生年月日) 年 月 日生
申請者・届出者氏名 (フリガナ)	※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 FAX番号： 年 月 日
郵便番号： 電子メールアドレス： 施設所在地 (フリガナ)	電話番号： FAX番号： 施設名称 施設名称
施設名称、屋号又は商号 (フリガナ)	資格の種類 食管・食販・調・製・氷・船舶・七音・食飲 交際した講習会 都府県食品衛生等講習会(真正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日
食品衛生責任者の氏名 (フリガナ)	資格の種類 食管・食販・調・製・氷・船舶・七音・食飲 交際した講習会 都府県食品衛生等講習会(真正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 自動販売機の型番 HACCPの取組	業態 ※引き継ぎ営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型等(調理、販売)の兼業営業の場合は別の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
指定成分等含有食品を取り扱う施設 種に 輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>
営業届出 1 2 3 担当 担当者氏名	営業の形態 備考 電話番号

(裏：許可のみ)

申請者・届出者情報 法第55条第2項関係 法第59条第1項関係	食品衛生法又は同法に基づく処分は違反して刑に処せられ、又は執行を受けることがなく なつた日から起算して3年を経過していないこと。 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過して ないこと。 (3) 法人にあって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	該当には <input checked="" type="checkbox"/>
食品衛生管理者の氏名 (フリガナ)	資格の種類 食管・食販・調・製・氷・船舶・七音・食飲 講習会名称 年 月 日	
使用水の種別 ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動販売機番号 ※自動販売機において調理をする営業の場合	
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 各々の処理を行う施設 (フリガナ)	生食用肉の加工又は調理を行う施設 認定番号等	<input type="checkbox"/>
届出情報 許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
1 年 月 日		
2 年 月 日		
3 年 月 日		
4 年 月 日		

第7号様式 (第8条関係)

(表：許可・届出状)

※本欄内の記載してください。

大分県知事 殿

営業許可申請書・営業届 (廃業)

食品衛生法施行規則 (第7条の2) の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「食品衛生法適用推進基本法」の目的にのっとり関係書類を提出し、公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオンラインメニューに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

受理番号： 年 月 日
※申請者、届出者による記載は不要です。

届出番号： 電子メニューアドレス： 申請者・届出者住所 申請者・届出者氏名 申請者・届出者氏名 届出者住所 郵便番号： 電子メニューアドレス： 施設所在地 施設の名称、届号又は届号 食品衛生責任者の氏名 HACCPの取組 業種に 輸出食品取扱施設	電話番号： FAX番号： 法人番号： （生年月日） 年 月 日生 FAX番号： 年 月 日生	電話番号： FAX番号： 業種の種類 受贈した講習会 講習会名称 講習・検定・講・演・実・演習・上巻・食品 衛生関係講習等の講習会（講習と認める場合は） 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	電話番号： FAX番号： 業種の種類 受贈した講習会 講習会名称 講習・検定・講・演・実・演習・上巻・食品 衛生関係講習等の講習会（講習と認める場合は） 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
1 2 3 営業年月日 担当担当者氏名	営業の形態 備考		

令和三年三月三十一日

(裏：許可のみ)

申請者・届出者 食品衛生法又は同法に基づき処分違反して相に取付られ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	法第55条第2項関係 ① 食品衛生法又は同法に基づき処分違反して相に取付られ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと ② 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと ③ 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	該当には <input checked="" type="checkbox"/>
食品衛生法又は同法に基づき処分違反して相に取付られ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	① 牛乳 ② 肉類 ③ 魚介類 ④ 卵類 ⑤ 食料品 ⑥ 飲料 ⑦ その他	食品衛生法又は同法に基づき処分違反して相に取付られ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの
食品衛生法又は同法に基づき処分違反して相に取付られ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に供する水	食品衛生法又は同法に基づき処分違反して相に取付られ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの
食品衛生法又は同法に基づき処分違反して相に取付られ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 かべの処理を行う施設 かべの処理を行う施設	食品衛生法又は同法に基づき処分違反して相に取付られ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの
食品衛生法又は同法に基づき処分違反して相に取付られ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの	許可番号及び許可年月日 営業の種類 備考	食品衛生法又は同法に基づき処分違反して相に取付られ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの

大分県報号外 (規則)

第8号様式（第9条関係）

（表）

大分県知事 殿

整理番号：
届出者による記載は不要です。

年 月 日

※食品表示法に関する自主回収の場合は、食品関連事業者の主たる事務所を所管する都道府県知事等又は消費者庁長官宛て
※食品表示法に関する自主回収の場合は、食品関連事業者の主たる事務所を所管する都道府県知事等又は消費者庁長官宛て
自主回収届（着手・変更・終了）

※変更：終了を届出する場合は、変更届出の記載して頂く必要はありません。本物の変更届出の記載して頂く必要はありません。本物の変更届出の記載して頂く必要はありません。
食品衛生法第88条第1項ロ 食品表示法第10条の2ロの規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を行います。

郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	法人番号：
電子メールアドレス：			
届出者住所	※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
届出者情報 （ふりがな）	※食品表示法に関する自主回収の場合は対応に責任を有する者		
届出者氏名	※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	法人番号：
電子メールアドレス：			
回収担当部門所在地	※食品表示法に関する自主回収の場合は対応に責任を有する者		
回収担当部門	※食品表示法に関する自主回収の場合は対応に責任を有する者		
郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	法人番号：
電子メールアドレス：			
回収委託事業者住所	※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
委託事業者住所 （ふりがな）	※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
委託事業者氏名	※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	法人番号：
電子メールアドレス：			
製造所又は加工所の所在地	※食品表示法に関する自主回収の場合は対応に責任を有する者		
製造所又は加工所 （ふりがな）	※法人にあっては、その名称		
製造所又は加工所の名称（屋号、商号は追記してください。）	※法人にあっては、その名称		
食品等の一般名称：	商品名：		
食品等の特定情報（形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、産地等）	※多数ある場合は、別紙に「ア」を添付してください。		
回収の理由	内容		
<input type="checkbox"/> ①食品衛生法に違反 <input type="checkbox"/> ②食品衛生法に違反するおそれ <input type="checkbox"/> ③食品表示法に違反 <input type="checkbox"/> ④食品表示法に違反するおそれ			

（注）一次届出の場合は、届出者等の営業所等の情報（注）輸入業者の場合は、輸入業者の営業所等の情報

（裏）

回収着手時点における販売状況（販売地域、販売先、販売日、販売数量等）	※多数ある場合は、別紙に「ア」を添付してください。
回収の方法（回収方法、回収情報の通知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等）	年 月 日
回収状況（販売数量に対する回収数量、回収終了等）	※届出時点
健康被害の発生状況（生命又は身体に対する危害の発生の有無）	
健康への危険の程度	※都道府県等において記載 内容※都道府県等において記載
画像（商品の全体がわかる画像、表示（食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号・ロット番号等）	※多数ある場合は、別紙に「リス」を添付してください。
備考	
担当者 （ふりがな）	電話番号
担当者氏名	

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県規則第十号

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

大分県食の安全・安心推進条例施行規則（平成十七年大分県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十七年県条例第十九号」を「平成十七年大分県条例第十九号」に改める。
第三条から第五条までを削る。

第六条第一号中「条例第二十条第三項の規定によりふぐ処理施設届出済証を交付された」を「ふぐ処理施設の」に改め、同条を第三条とし、第七条を第四条とする。

第八条中「第三号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第五条とする。
第九条中「第四号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第六条とし、第十条から第十二条までを三条ずつ繰り上げる。

第十三条第一項中「第五号様式」を「第三号様式」に改め、同条第三項中「第六号様式」を「第四号様式」に改め、同条第四項中「第七号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第十条とする。

第十四条中「第八号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第十一条とする。
第十五条第一項中「第十七条第三項の」の下に「規定による」を加え、「第九号様式」を「第七号様式」に改め、同条第二項中「第十号様式」を「第八号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第十六条中「第十一号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第十三条とし、第十七条を第十四条とし、第十八条を第十五条とする。

第十九条から第二十二条までを削り、第二十三条を第十六条とする。
第二十四条中「食品衛生法」の下に「（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を、「健康増進法」の下に「（平成十四年法律第百三十三号）」を加え、同条を第十七条とする。

第二十五条第一項中「第十七号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第十八号様式」を「第十一号様式」に改め、同条を第十八条とし、第二十六条から第三十条までを七条ずつ繰り上げる。

第一号様式及び第二号様式を削る。
第三号様式中「第8号図表」を「第5号図表」に改め、同様式を第一号様式とする。

第四号様式中「第9号図表」を「第6号図表」に、「第9条の」を「第6条の」に改め、同様式を第二号様式とする。

第五号様式中「第13号図表」を「第10号図表」に改め、同様式を第三号様式とする。
第六号様式中「第13号図表」を「第10号図表」に改め、同様式を第四号様式とする。

第七号様式の表中「第13号図表」を「第10号図表」に改め、同様式を第五号様式とする。
第八号様式中「第14号図表」を「第11号図表」に改め、同様式を第六号様式とする。

第九号様式中「第15号図表」を「第12号図表」に改め、同様式を第七号様式とする。
第十号様式中「第15号図表」を「第12号図表」に、「を第12号」を「の第12号」に、「第15号第2項」を「第12号第2項」に改め、同様式を第八号様式とする。

第十一号様式中「第16号図表」を「第13号図表」に、「第16条の」を「第13条の」に改め、同様式を第九号様式とする。

第十二号様式から第十六号様式までを削る。

第十七号様式中「第18号図表」を「第15号図表」に改め、同様式を第十号様式とする。
第十八号様式中「第25号図表」を「第18号図表」に改め、同様式を第十一号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部を改正する等の条例（令和三年大分県条例第十号）第二条の規定による改正前の大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号）第十三条の規定に基づき知事に報告があった場合については、この規則による改正前の大分県食の安全・安心推進条例施行規則第五条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。